

岩手県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成30年1月31日から同年2月28日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
内堀地区	当該決定に係る換地計画書の写し	奥州市役所